

霧島市部活動の在り方に関する方針(概要)

I 趣 旨

本方針は、鹿児島県が策定した「部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒や指導者にとって望ましい実施環境を構築するという観点を踏まえ、持続可能な体制の構築に向けて学校、地域、競技種目及び分野等に応じ、部活動が多様な形で適切に実施されることを目指す。

II 内 容

1 適切な運営のための体制整備

- 部活動の方針等の策定
 - ・ 「学校の部活動に係る活動方針」の策定
 - ・ 年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出
 - ・ 持続可能な運営体制に向けた指導と是正
- 指導・運営に係る体制の構築
 - ・ 適正な数の部活動の設置と外部指導者の活用
 - ・ 部活動指導員の任用と配置の検討
 - ・ 指導力向上と適切な運営を図るための研修の実施
 - ・ 働き方改革を踏まえた部活動指導に係る業務改善の推進

2 安全で効率的・効果的な指導体制の確立

- 安全な指導体制の確立
 - ・ 事故の未然防止の徹底
 - ・ 熱中症の予防
 - ・ 体罰・ハラスメントの根絶
 - ・ 感染症の拡大防止
- 効率的・効果的な指導体制の確立
 - ・ 過度な練習によるバーンアウトの防止
 - ・ 中央競技団体等が作成した指導の手引き等を活用した科学的トレーニングの導入
 - ・ 勝利至上主義にとらわれず、多様な楽しみ方ができるよう配慮
 - ・ 生徒の個人差や成長期における体と心の状態に関する正しい知識に基づいた指導
 - ・ 生徒の主体性を尊重し、健全な成長を目指した指導

3 適切な休養日等の設定

- 休養日の設定
 - ・ 学期中は週当たり2日以上（少なくとも平日1日、土・日曜日1日以上）設ける。
 - ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替えて設ける。
 - ・ 長期休業中は学期中に準じるとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 活動時間の設定

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、週末及び学校の休業日は3時間程度とする。
- ・ できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 活動時間の運用

- ・ 設定した休養日・活動時間等は、事前に生徒・保護者に周知するとともに、適宜改善や見直しを図り、適切な運用を徹底する。
- ・ 学校や地域の実態を踏まえ、各部共通の休養日（定期試験前後の一定期間など）や週間・月間単位での活動頻度・活動時間の設定を検討する。

4 今後の部活動運営に向けた環境の整備

- 部員数の減少等に伴う、複数校合同チームの編成や合同練習等の実施の検討
- 保護者・地域との連携
 - ・ 学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化活動の推進
 - ・ 保護者会等を通じた活動方針や活動計画、運営等についての相互理解と協力依頼
- 部活動等を目的とする就学

- ・ 就学が指定された中学校に、入部を希望する部活動が設置されていない場合、指定学校変更については、霧島市教育委員会と協議の上、柔軟に対応する。
- ・ 勝利至上を目的とした区域外（霧島市外からの）就学は、学校の教育活動の一環として実施する部活動の趣旨に則り、原則として受け入れない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 大会規模や運営の在り方、統廃合等について見直し検討の要請
- 適切な休養日設定の趣旨を踏まえた、参加する大会等の精査

校長は、週末等に開催される大会等に参加することが生徒や指導者の過度な負担とならないよう、参加する大会数の上限については最大限考慮して精査する。

6 取組の検証と方針の見直し

霧島市教委は、本方針に示す部活動に係る取組について随時状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえ、必要な改善を図っていくものとする。
また、必要に応じてこの方針の見直しを行う。